

定 款

ウェルネット株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ウェルネット株式会社と称し、英文ではWELLNET CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
2. 情報通信システム及びソフトウェアの企画、開発、販売
3. 情報通信システムに係る機器及び装置類の販売
4. 電子商取引におけるチケット及びプリペイドカード等の販売
5. 電子商取引の代金に関する収納代行業務
6. 電子商取引及び通信販売等の代金の返金代行業務
7. 集金の代行業務
8. 請求書の印刷、発送の代行業務
9. 情報処理サービスにおける企画、調査及びコンサルティング等の支援事業
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 資金移動業および前払式支払手段の発行業務
12. 電子決済等代行業
13. 貸金業
14. ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資およびその養成
15. 有価証券の取得および保有
16. 投資事業組合財産の管理および運用
17. 経営コンサルタント業
18. 子会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する
19. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道札幌市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、54,624,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- ②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(定時株主総会の基準日)

- 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主（実質株主を含む。以下同じ）は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第309条第2項の定めによる決議は議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- ②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- ②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定め

る取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の剰余金期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当の基準日)

第40条 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(配当金の除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②未払の配当金には、利息をつけない。

附則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)

当会社は、第35回定期株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により監査役との間にて締結済みの賠償責任を限定する契約（当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額）については、同定期株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。